

計算書類に対する注記（社会福祉法人 絆里会）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券 期末日の市場価格等に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物、構築物、器具及び備品 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 職員の退職給与に備えるため、当年度における退職給付債務の見込み額に基づき計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度
- ・香川県民間社会福祉施設等従事職員共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では、社会福祉事業に全ての拠点を含めるため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、拠点区分が1つであるため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ケアハウス櫛の実（社会福祉事業）
「法人本部」
「軽費老人ホーム」
- (7) 拠点が作成する計算書類とサービス区分
拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
ケアハウス櫛の実拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
拠点区分資金収支明細書(別紙3())
ア 法人本部
イ 軽費老人ホーム
拠点区分事業活動明細書(別紙3())は省略している。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	49,921,395			49,921,395
建物	170,375,522		5,967,975	164,407,547
合計	220,296,917		5,967,975	214,328,942

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

計

円
円

9.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 (基本財産)	494,286,467	329,878,920	164,407,547
構築物	16,289,140	16,268,132	21,008
器具及び備品	11,164,094	7,789,646	3,374,448
合計	521,739,701	353,936,698	167,803,003

10.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,374,367	0	4,374,367
合計	4,374,367	0	4,374,367

11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし			
合計			

12.関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
	該当なし										

関連当事者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても年間1000万円を超える取引はないため記載省略。

13.重要な偶発債務

該当なし

14.重要な後発事象

該当なし

15.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし